

福知山市原子力災害住民避難計画

平成25年 2月

福 知 山 市

目 次

1 基本的事項

- (1) 本計画の位置付け 1
- (2) 避難等の基本的な考え方 1
- (3) 避難等に関する指標 2

2 基本対象範囲等の現状

- (1) 世帯数及び人口 3
- (2) 基本対象範囲内の事業所数 4
- (3) 基本対象範囲内の公共施設 4
- (4) 基本対象範囲内に居住する児童・生徒等 5

3 避難に関する情報伝達

- (1) 伝達方法 6
- (2) 伝達先及び伝達経路 7
- (3) 伝達内容 9

4 避難誘導及び住民の輸送

- (1) 緊急集合場所、避難先等 1 2
- (2) 避難用車両の準備 1 2
- (3) 避難所の設置 1 3
- (4) 避難の確認 1 4
- (5) 該当地区に住居を有さない人への対応 1 4

5 要配慮者に対する避難支援等

- (1) 在宅の要配慮者の避難 1 5
- (2) 就学中の未成年者（保育園、幼稚園、小・中・高等学校等）の避難 1 8

6 医療体制の確保

(1) 避難所における救護所の設置	2 0
(2) スクリーニングの実施体制	2 0
(3) 初期被ばく医療	2 0

7 避難が中長期化する場合の避難所対応

(1) 市内避難の状態が中長期化する場合	2 1
(2) 市外避難状態が中長期化する場合	2 1

8 原子力災害の対応に携わる機関・団体等と役割

9 計画の検証及び見直し

【資料編】

(1) 非常時持ち出し品チェックリスト	2 4
(2) 避難者確認リスト	2 5
(3) 対象範囲内の避難集合場所及び避難経路	2 6

【用語解説】

【関係法令】

1 基本的事項

(1) 本計画の位置付け

国の原子力規制委員会^{*}が事前に防災対策を重点的に行う地域を「防護準備重点区域^{*}（UPZ）」として、概ね原発の半径30km圏に拡大したことを受け、京都府においても福井県の高浜発電所の概ね30km圏内を重点区域とした。それに伴い、福知山市における原子力災害にかかる住民等の避難について、「原子力災害対策特別措置法^{*}」の規定に基づき策定された「原子力災害対策指針^{*}」の基本的な考え方を踏まえ、また、「福知山市地域防災計画 原子力災害対策計画編」に基づき、必要な事項を定める。

(2) 避難等の基本的な考え方

関西電力株式会社高浜発電所で、住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合、国の防護基準等に基づき、福知山市及び防災関係機関は、国・京都府等関係機関と連携を図り、住民等の屋内退避又は避難等の緊急事態応急対策を迅速かつ適切に行う。

なお、本市内が地震など他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて、地域防災計画に基づき本計画を柔軟に運用して対応する。

ア 計画の基本対象

(ア) 避難範囲は、高浜発電所から半径概ね30km圏内を基本とし、下表「基本対象範囲」に記載する自治会とする。

(イ) 避難期間は、短期間（概ね1カ月以内）を基本とする。

イ 基本対象範囲外の取扱いの考え方

SPEEDI^{*}（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）による予測線量や放射能環境モニタリング^{*}等により、基本対象範囲外においても避難が必要となった場合は、基本対象範囲の避難計画に準じ、国・京都府等関係機関と連携して対応する。

【基本対象範囲】

範囲	自治会	備考
有路下地区	にかしも 二箇下	高浜発電所から30km圏内
	いちほら 市原	
	たかつえ 高津江	
	にかかみ 二箇上	上記30km圏内の自治会と隣接し、住居等にも連続性があることから、基本対象範囲とする。
そうご 三河		



高浜発電所から30km圏



高浜発電所(福井県大飯郡高浜町)

(3) 防護措置の判断基準と対応

高浜発電所において事故が発生した際の避難等にあたっては、原子力規制委員会
が示す次の判断基準に基づき、国、京都府等と連携して適切に対応するものとする。

未 定



2 基本対象範囲等の現状

(1) 世帯数及び人口

ア 基本対象範囲内の状況

(平成24年12月末現在住民基本台帳)

自治会名	世帯(戸)	人口(人)
二箇下	62	152
市原	10	25
高津江	55	131
二箇上	48	125
三河	47	122
計	222	555

イ 基本対象範囲外の状況

(平成24年12月末現在住民基本台帳)

区域	世帯(戸)	人口(人)
基本対象範囲外	35,104	81,006
計 (ア+イ)	35,326	81,561

ウ 基本対象範囲外の取扱い

避難等に関する指標を上回る地域が半径30km圏外に及ぶ場合は、基本対象範囲に準じた避難を実施することとし、予測線量がレベル1に達しない場所へ避難、又は、京都府や近隣市等と連携し「市外避難」とする。

(2) 基本対象範囲内の事業所数

(平成24年12月末現在)

自治会	事業所数(社)
二箇下	1
高津江	3
市原	0
二箇上	2
三河	6

(3) 基本対象範囲内の公共施設

(平成24年12月末現在)

区分	自治会	公共施設等	住所	種目	構造	備考
集会所・ 体育館	二箇下	二箇下公会堂	二箇327-1	集会所	木造	地区避難所
		有路下公民館	二箇1199	集会所	木造	地区避難所 有路下防災支部
		有路下体育館	二箇1199	体育館	鉄骨造	広域避難所
	市原	市原公会堂	市原谷21-2	集会所	木造	地区避難所
	高津江	高津江公会堂	高津江230	集会所	木造	地区避難所
	二箇上	二箇上公会堂	二箇1857	集会所	木造	地区避難所
	三河	三河公会堂	三河443	集会所	木造	地区避難所
その他	二箇下	舞鶴市二箇取水場	二箇258	飲水取水施設		
	二箇上	舞鶴市有路補助取水場	二箇1921	飲水取水施設		

(4) 基本対象範囲内に居住する児童・生徒等

(平成24年12月末現在)

自治会	就学前幼児 (人)	小学校 (人)	中学校 (人)	高等学校 (人)	合計 (人)
二箇下	3	8	4	2	17
市原	0	0	0	4	4
高津江	5	4	3	4	16
二箇上	4	5	4	3	16
三河	1	10	4	4	19
合計	13	27	15	17	72

3 避難に関する情報伝達

(1) 伝達方法

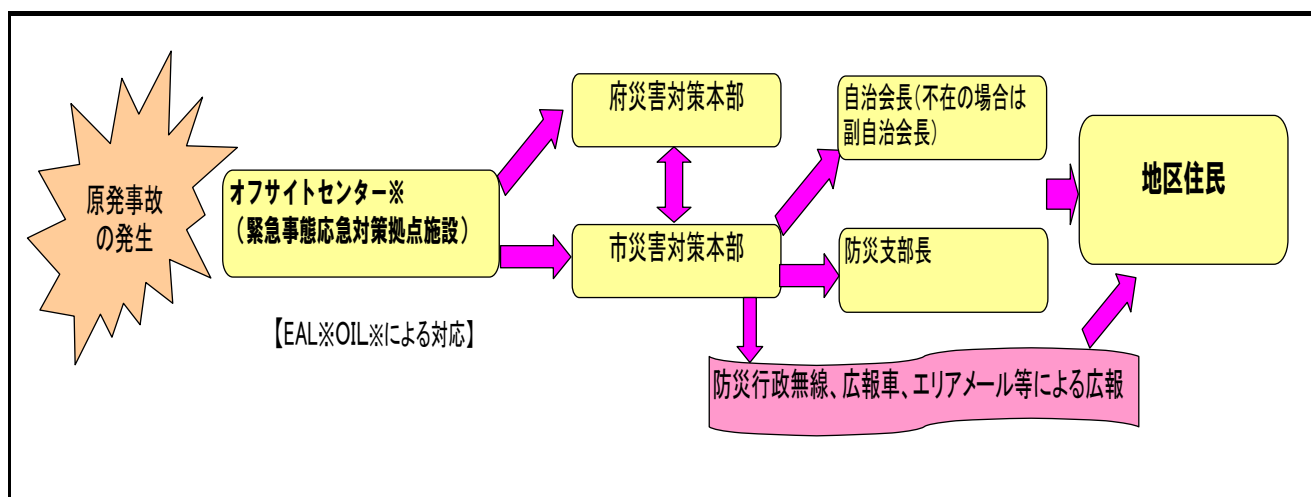
ア 基本対象範囲内への伝達

原子力発電所において事故等が発生し、住民の避難が必要となる場合は、速やかに現状や対応について自治会長（不在の場合は副自治会長）及び防災支部長に電話で連絡するものとする。

また、住民への連絡は、防災行政無線や広報車、市のホームページ、エリアメール等により伝達する。

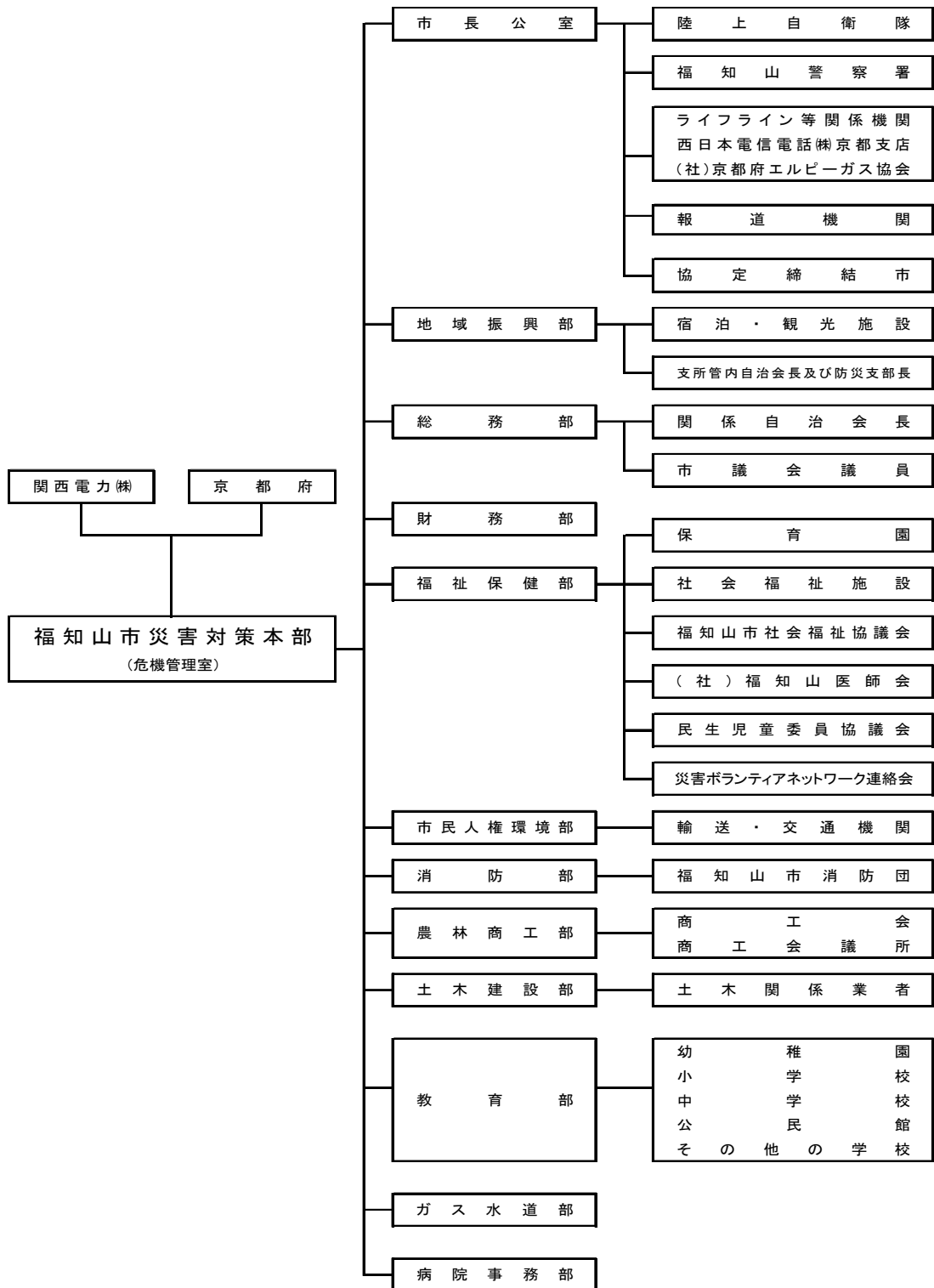
イ 基本対象範囲外への伝達

対象となる地区の自治会長への電話及び住民への防災行政無線により伝達する。

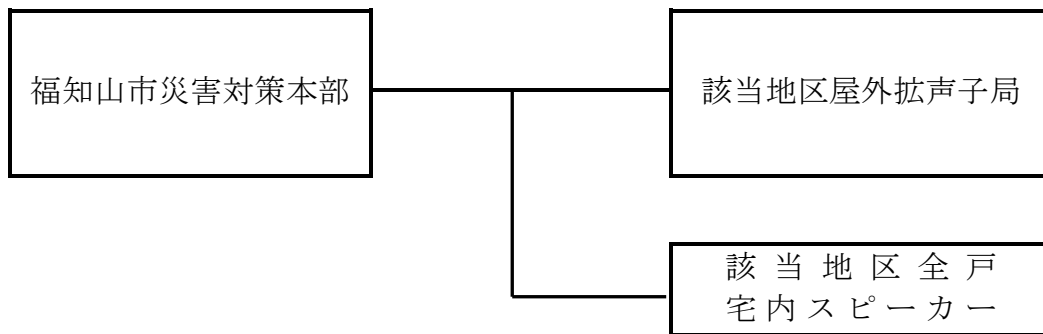


(2) 伝達先及び伝達経路

ア 加入電話又は携帯電話による連絡系統図 ※部名は、「福知山市災害対策本部組織」

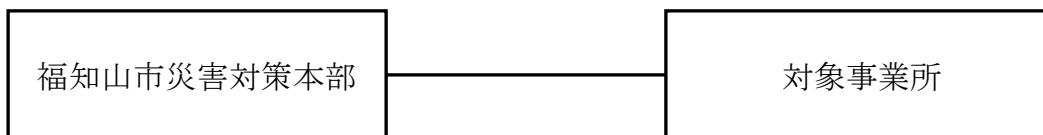


イ 防災行政無線による連絡系統図



ウ その他電話連絡による連絡系統図

◇地区内の事業所



(3) 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までの放送（防災行政無線（同報系）、戸別受信機）による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地広報はこの例文に準じる。

ア 警戒体制時広報

(チャイム)

こちらは、福知山市です。

(本部設置後：福知山市災害対策本部からのお知らせです。)

原子力発電所の事故は、まだ、収まっていませんが、現在のところ、放射性物質は外部に漏れていません。

二箇上、二箇下、市原、三河、高津江自治会の皆さんは、今後の事故の状況により屋内退避又は避難が想定されることから外出は控え、自宅に留まり、今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

この区域内の事業所の皆さんは、従業員の帰宅準備をお願いします。

その他の区域の皆さんは、特別な対応の必要はありませんが、不要不急の外出は控えて 今後の市からのお知らせや、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせします。

(以上繰り返し)

以上、福知山市からお知らせしました。

(チャイム)

イ 屋内退避（レベル1）時広報

(チャイム)

福知山市災害対策本部からのお知らせです。

災害対策本部では、二箇上、二箇下、市原、三河、高津江自治会の皆さんに自宅などに退避していただくことを決定しました。

自治会の皆さんは、今後、指示があるまで家の中に入り、窓やドアを閉めて、換気を止めてください。

[外から帰ってきた人は顔や手を洗い、うがいをして下さい。]

この区域内の事業所の皆さんは、すぐに帰宅又は屋内退避して下さい。

該当区域の交通は規制されますので、警察官や本部派遣員などの誘導、指示に従って区域外に退出して下さい。

落ち着いて、防災行政無線やテレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

今後も、およそ15分毎に防災行政無線で事故の状況などをお知らせします。

なお、状況に変化があった場合は、直ちにお知らせします。

(以上繰り返し)

以上、福知山市災害対策本部からお知らせしました。

(チャイム)

ウ コンクリート屋内避難（レベル2）、避難指示（レベル3）時広報

(チャイム)

福知山市災害対策本部からのお知らせです。

次の区域の皆さまに、ただちに避難していただくことになりました。

二箇上、二箇下、市原、三河、高津江自治会の皆さんは、〇〇時〇〇分までに、各自治会の集会所前（二箇上公会堂、二箇下公会堂、有路下体育館、市原公会堂、三河公会堂、高津江公会堂）に集合してください。

避難先は三段池公園内の武道館です。

避難所へはバスで移動します。

火の元や戸締まりなどに気をつけて、持ち物は貴重品や着替えなど最小限にして、
[マスクや上着を着用して] できるだけ、歩いてお集まりください。

避難完了の目印として玄関に白いタオルを掲示してください。

なお、やむをえず自家用車等で避難される方は、必ず避難者名及び避難先を自治会長に連絡してください。

今後の情報に十分注意し、あわてず、落ち着いて行動してください。

困ったことがありましたら、福知山市災害対策本部 電話番号〇〇-〇〇〇〇へ
ご連絡ください。

(以上繰り返し)

以上、福知山市災害対策本部からお知らせしました。

(チャイム)

4 避難誘導及び住民の輸送

(1) 緊急集合場所、避難先等

ア 基本対象範囲内の避難

自治会	人口（人）	集合場所	避難先	輸送手段	避難経路
二箇下	152	二箇下公会堂 有路下体育館	武道館及び 三段池公園 総合体育館 メイン・サブ アリーナ	バス	原則、国道 175号及び 府道舞鶴福知 山線を南下し 避難所に向か う。
市原	25	市原公会堂			
高津江	131	高津江公会堂			
二箇上	125	二箇上公会堂			
三河	122	三河公会堂			
計	555				

イ 基本対象範囲外の避難

基本対象範囲と同様の考え方で、バス輸送を原則とする。

なお、避難所については、「市内避難」を基本とし、本市内公共施設等への避難とするが、避難範囲が福知山市内の広範囲にまで及ぶ場合は「市外避難」とし、京都府や近隣市等の協力により対応する。

(2) 避難用車両の準備

ア 基本対象範囲の避難用車両

自治会	台数（台）	輸送人数（人）	避難車両
二箇下	4	152	西日本JRバス 京都交通 日本交通 前田観光 市所有バス 27台 他市支援車両
市原	1（マイクロ）	25	
高津江	3	131	
二箇上	3	125	
三河	3	122	
合計	14	555	
・避難の必要が生じた場合は、避難車両の中から必要台数を速やかに確保し、配車する。			
リフト車等	3	健康推進室 2台 高齢者福祉課 1台 社会福祉施設等所有車両	

※ ただし、人工呼吸器装着、在宅酸素療法を受けている等の要配慮者は必要に応じ、救急車等で医療機関へ搬送。

※ リフト車等は、スロープにより車いすで乗降ができるものを含む。

イ 基本対象範囲外の避難用車両

上記を活用するとともに、京都府や近隣市等の協力を得て対応する。

(3) 避難所の設置

ア 基本対象範囲内の初期対応施設

避難所名	所在地	連絡先	収容可能面積 (㎡)	収容可能人員 (人)
武道館	猪崎377-24	23-6861	1,800	450

◎避難所の初動期として、住民確認・スクリーニング等の集中管理及び初動期対策としての情報伝達の迅速化を図る。

イ 基本対象範囲内の避難所

避難所名	所在地	連絡先	収容可能面積 (㎡)	収容可能人員 (人)
武道館及び三段池公園総合体育館メイン・サブアリーナ	猪崎377-24	23-6861	4,426	1,106

◎概ね1人あたり4㎡の確保を基本とする。なお、避難所は地域防災計画に基づき運営する。



ウ 基本対象範囲外の避難者が使用する避難所

本市内公共施設等への避難を基本に現在指定の避難所とする。

エ 避難所の選定

避難所の設置にあつては、事故による影響等を十分考慮したうえで、適切な避難所の選定、開設に臨機に対応するものとする。

(4) 避難の確認

避難対象地域住民等の避難輸送の確認については、次のとおりとする。

- ア バスに乗車の際、市職員により氏名を確認する。
- イ 個人乗用車等での自力避難者は、自治会長に必ず避難者名と避難先を伝える。
- ウ 自治会長は、自力避難者や外出等一時的な不在者についてリストを作成し、市災害対策本部と共有する。
- エ 避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員による班を編成し、戸別訪問の上、確認する。

(5) 該当地区に住居を有さない人への対応

該当地区の事業所従業員等、該当地区に住居を有さない人に対しては、市職員等が地区内巡回により退去の状況を確認する。

5 要配慮者に対する避難支援等

(1) 在宅の要配慮者の避難

在宅の要配慮者は、各々の心身の状況により、避難時の支援の度合いが異なるため、避難場所への移動手段と避難先について、適切な対応を講ずるものとする。また、自治会においては、地域ささえあいネットワーク事業^{*}の活用等により、避難時や避難先で配慮が必要となる人の把握に努めることとする。

ア 避難支援の方法

- (ア) 介助があれば自立歩行可能な要配慮者は、原則としてバスで輸送
- (イ) 車椅子又は寝たきりの要配慮者は、リフト車等で輸送
- (ウ) 人工呼吸器装着、在宅酸素療法を受けている等の要配慮者は必要に応じ、救急車等で医療機関へ搬送

イ 避難先

- ・上記（ア）の場合は、原則として一般の避難所とする。ただし、認知症等により集団での避難生活が困難な要配慮者は、市内の福祉施設等とする。
- ・上記（イ）の場合は、市内の福祉施設等とする。
- ・上記（ウ）の場合は要配慮者搬送病院とする。

ウ 要配慮者搬送病院

施設名	所在地	連絡先
市立福知山市民病院	厚中町 2 3 1	2 2 - 2 1 0 1
医療法人 福富士会京都ルネス病院	末広町 1 - 3 8	2 2 - 3 5 5 0
国民健康保険新大江病院	大江町字河守 1 8 0	5 6 - 0 1 3 8

エ 受入れ可能な福祉施設

区分	施設名	所在地	連絡先	備考
障害者施設	福知山学園第一翠光園	字長田 2707-1 (上松)	27-0678	
	福知山学園第二翠光園	三和町千束 833-1	58-2822	
	福知山学園第三翠光園	字長田 98-1	27-5757	

区分	施設名	所在地	連絡先	備考
障害者施設	福知山学園三和翠光園	三和町千束 832	58-3644	
	JUMP	三和町千束 831	58-3222	通所施設のため 日中のみ
	ききょうの杜	桔梗が丘 6 丁目 31	20-3111	
	ふきのとう作業所	字奥野部 252	24-0380	通所施設のため 日中のみ
	ふくちやま作業所	字奥野部 252	24-5245	通所施設のため 日中のみ
	第2ふくちやま作業所	字上天津 1924	33-3800	
	たんぼぼの家	字奥野部 252	24-5252	通所施設のため 日中のみ
	友就館	字長田 156-1	20-3855	
高齢者施設	岩戸ホーム	字猪野々 31-1	33-3155	
	にれの木園	字天田 14-2	24-1015	
	グリーンビラ夜久野	夜久野町平野 1030	38-1031	
	サンヒルズ紫豊館	字榎原 180-2	34-0557	
	ニコニコハウス	字牧 250-5	33-3770	
	厚ニコニコハウス	厚中町 200	23-2515	
	特養三愛荘	字猪崎 25-1	23-1436	
	敬愛荘	字猪崎 31	23-1105	
	晴風	字大内 3173-1	20-2770	
	五十鈴荘	大江町二俣 1607	56-1981	
	ほほえみの里	長田 238-4	27-0800	
	豊の郷	字大門 900	23-4072	
	みわの里	三和町友渕 79-132	59-2525	
	えるむ	旭が丘 92-2	45-3651	
	橘	三和町千束 824	58-3339	
きらら	字行積 141	36-0255		

オ 福祉避難用車両

区分	所有者	台数（台）
リフト付き車両等	健康推進室（スロープで車いす乗降）	2
	高齢者福祉課（スロープで車いす乗降）	1
ただし、人工呼吸器装着、在宅酸素療法を受けている等の要配慮者は必要に応じ、救急車等で医療機関へ搬送します。 避難に際して、リフト付き車両等が不足した場合には、市内の社会福祉施設等に協力を要請します。		

カ 在宅の要配慮者の状況（二箇下、市原、高津江、二箇上、三河）

(ア) 要配慮者数及び地域ささえあいネットワーク事業登録者数
(平成24年12月末現在)

区 分	人数（人）
要配慮者	65
要配慮者のうち地域ささえあいネットワーク登録者	16

※ 災害時要配慮者として対象となる人

- 高齢者などで、日常的に配慮が必要な人
 - ・介護保険の要介護3以上の認定者で、在宅で生活している人
 - ・65歳以上の一人暮らし高齢者
 - ・70歳以上の高齢者世帯
- 身体障害者で、日常的に配慮が必要な人
 - ・身体障害者手帳1・2級（障害区分により3級）を所持し、在宅で生活している人
- 知的障害者で、日常的に配慮が必要な人
 - ・療育手帳A又はBを所持し、在宅で生活している人
- 精神障害者で、日常的に配慮が必要な人
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、在宅で生活している人
- 外国人、乳幼児、妊産婦等
- その他市長が必要と認める人
 - ・前記に掲げる人のほか、災害時に自力避難が困難で避難支援が必要と認められ、かつ、本人が希望する人

※ 地域ささえあいネットワーク登録者

- ・「福知山市地域ささえあいネットワーク事業個別避難支援計画」による支援を希望している人

(イ) 人工呼吸器装着者及び在宅酸素療法者

(平成24年12月末現在)

区 分	人数(人)
人工呼吸器装着者	0
在宅酸素療法者	1

(2) 就学中の未成年者(保育園、幼稚園、小・中・高等学校等)の避難

修業中に原子力発電所において住民等に影響を及ぼす事故が発生した場合、市立の施設に通園、通学する園児、児童及び生徒については市災害対策本部及び福知山市教育委員会等からの指示・情報に基づき安全確保を図る。

避難は、被ばくの危険性がない場合は原則帰宅とし、被ばくの危険性があり緊急を要する場合は、直接避難所へ避難する。

また、市立以外の学校等に通園、通学する園児、児童及び生徒については、当該学校等と連携を図り、適切な避難を図ることとする。

在宅中の場合は、各自宅、地域での対応行動として取り扱う。

なお、学校の校区内で本計画に定める避難等に関する指標に基づく地域設定がされた場合には、福知山市地域防災計画「般-88学校等の防災計画」に定める各学校の災害時対応マニュアルに基づき行動するほか、避難等の区分に応じて次の対応を基本とする。

ア 緊急事態発生時の対応

- 災害対策体制の設置
- 市災害対策本部及び市教委からの情報入手と伝達
- 児童・生徒・園児等及び教職員等施設関係者の確認
- 緊急でない電話や携帯電話の通話は控える。
- テレビやラジオによる国・府の情報にも注意する。

イ 警戒体制時の対応

- 保護者に送迎を連絡して、児童・園児を帰宅させる。

ウ 屋内退避(レベル1)時の対応

- 教室や体育館など校舎内に入るよう指示
- 屋外にいた場合は、屋内退避時に顔や手洗いを行う。

- ドアや窓は閉め、換気扇は止める。
- 一旦学校内での退避とし、状況に応じて、市災害対策本部と協議のうえ、バス下校による自宅退避対応に移行する。

エ コンクリート屋内退避（レベル2）、避難指示（レベル3）時の対応

- 市災害対策本部から学校等に、避難の指示を行う
- 市災害対策本部が手配したバスに乗車し、避難所へ輸送
- マスク（ない場合はハンカチで口を覆う）や上着を着用して、持ち物を最小限にまとめる
- 児童・生徒・園児等及び教職員等施設関係者の確認

6 医療体制の確保

(1) 避難所における救護所の設置

ア 避難所開設初動期

京都府をはじめとする関係機関と連携し、避難所に避難されてきた住民に対し、救護所を設置し、スクリーニング*及び簡易な除染*を実施するとともに、住民確認を行う。

イ 避難所生活安定期

避難所生活が長くなる場合には、継続した治療が必要な住民や常備薬を服用している住民を把握し、医療機関等の協力を得て、適切な診療等につなげる。

また、京都府をはじめとする関係機関との連携のもと、保健師や栄養士、介護福祉士など福祉有資格者を各避難所に派遣し、避難者の健康管理や精神的ストレスのケアにあたる。

(2) スクリーニングの実施体制

原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チーム*の協力を得て、京都府をはじめとする関係機関により、身体表面に放射性物質が付着している者のスクリーニングを実施する。

(3) 初期被ばく医療

救護所でのスクリーニング数値により、被ばくの可能性があるとは判断される場合は、指定された被ばく医療機関*に搬送するものとする。

[市内の指定医療機関]

施設名	所在地	連絡先
市立福知山市民病院	厚中町 2 3 1	2 2 - 2 1 0 1
医療法人 福富士会京都ルネス病院	末広町 1 - 3 8	2 2 - 3 5 5 0
国民健康保険新大江病院	大江町字河守 1 8 0	5 6 - 0 1 3 8

7 避難が中長期化する場合の避難所対応

(1) 市内避難の状態が中長期化する場合

公営住宅や民間の空き家住宅の確保と併せ、仮設住宅の設置を行う。

なお、仮設住宅建設にあたっては、建設地の汚染レベルはもちろんのこと、地域コミュニティ継続への配慮など、避難者の意向を確認しながら、京都府と連携し、避難期間、避難世帯数等を総合的に検討、調整する。

仮設住宅の建設予定となる候補地

候補地施設名	所在地	施設面積 (㎡)
御霊公園	福知山市字中ノ 205-1 番地ほか	6, 100
弘法川公園	福知山市厚中町 216 番地	3, 600
問屋町公園	福知山市問屋町 35 番地	2, 900
市営球場裏駐車場	福知山市和久市町 156 番地ほか	8, 000
梅原公園	福知山市土師新町 1 丁目 106 番地	3, 600
土師新町公園	福知山市土師新町 2 丁目 82 番地	5, 600
岡東公園	福知山市字天田小字箕腰 507-5 番地	6, 000
計		35, 800

(2) 市外避難状態が中長期化する場合

京都府と連携を図り、適切な避難対応を調整するとともに、避難者情報の把握やケア、本市情報の提供等に努める。

8 原子力災害の対応に携わる機関・団体等と役割

団体名		役割分担	
福知山市防災関係機関	陸上自衛隊第7普通科連隊	1	モニタリングの支援
		2	緊急輸送の確保
	京都府	1	京都府対策支部
		1	モニタリング、スクリーニングの実施
		1	避難所の運営支援
		1	管理道路の通行規制
	京都府福知山警察署	1	住民避難に係る交通規制
		2	住民避難の完了確認
	福知山市消防団	1	要配慮者の避難支援
		2	住民避難の完了確認
	関西電力株式会社福知山営業所	1	避難所等への電力供給
	西日本電信電話株式会社 京都支店	1	避難所等への通信網の確保
	西日本旅客鉄道株式会社 福知山支社	1	住民避難にかかる交通手段の確保
		2	鉄道乗客者への避難誘導等
	北近畿タンゴ鉄道株式会社	1	住民避難に係る交通手段の確保
		2	鉄道乗客者への避難誘導等
	京都交通株式会社	1	住民避難に係る交通手段の確保
	日本交通株式会社	1	住民避難に係る交通手段の確保
	西日本JRバス株式会社	1	住民避難に係る交通手段の確保
	前田観光自動車株式会社	1	住民避難に係る交通手段の確保
社団法人 京都府エルピーガス協会	1	避難所におけるガス燃料の供給	
	2	仮設住宅へのガス燃料の供給	
社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会	1	要配慮者の避難支援	
社団法人福知山医師会	1	避難生活者の検診	
福知山市商工会 福知山市商工会議所	1	避難事業所の相談窓口	

9 計画の検証及び見直し

そもそも防災とは、新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものである。

本計画についても、このような観点から、今後想定される状況変化等に加えて、定期的な訓練を実施することにより、実効性を検証し、見直しを図るなど継続的な改定を進めていくこととする。

福知山市原子力災害住民避難計画（案）【資料編】

（１）非常時持ち出し品チェックリスト

非常時持ち出し品チェックリスト

緊急時にすぐに持ち出せるよう、以下のものを日頃から準備しておき、チェックしておきましょう。

【貴重品】

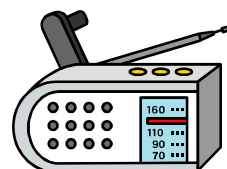
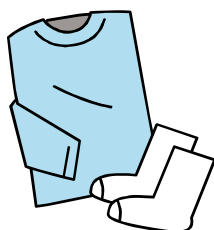
- 現金
- 預金通帳
- 印鑑
- 運転免許証
- 健康保険証
-

点検日	___年	___年	___年
	___月	___月	___月



【情報収集用】

- 携帯電話
- 携帯ラジオ
- 乾電池
-



【持ち出した方が便利なもの】

- 非常食
- 飲料水
- 着替え、防寒具
- 懐中電灯
- 雨具
-



原子力災害の避難には、できるだけ気密性の高い雨具等を準備してください

【個人で必要なもの】

- 医薬品
- 乳児用ミルク
- オムツ
- マスク
- 生理用品
-



※ここで挙げているもの以外にも、各家庭の事情に応じて必要なものを準備し、チェックリストに記入しておきましょう。

※非常持ち出し品は自然災害時のものとほとんど同じです。常にリュック等に入れておいて、定期的に点検しましょう。



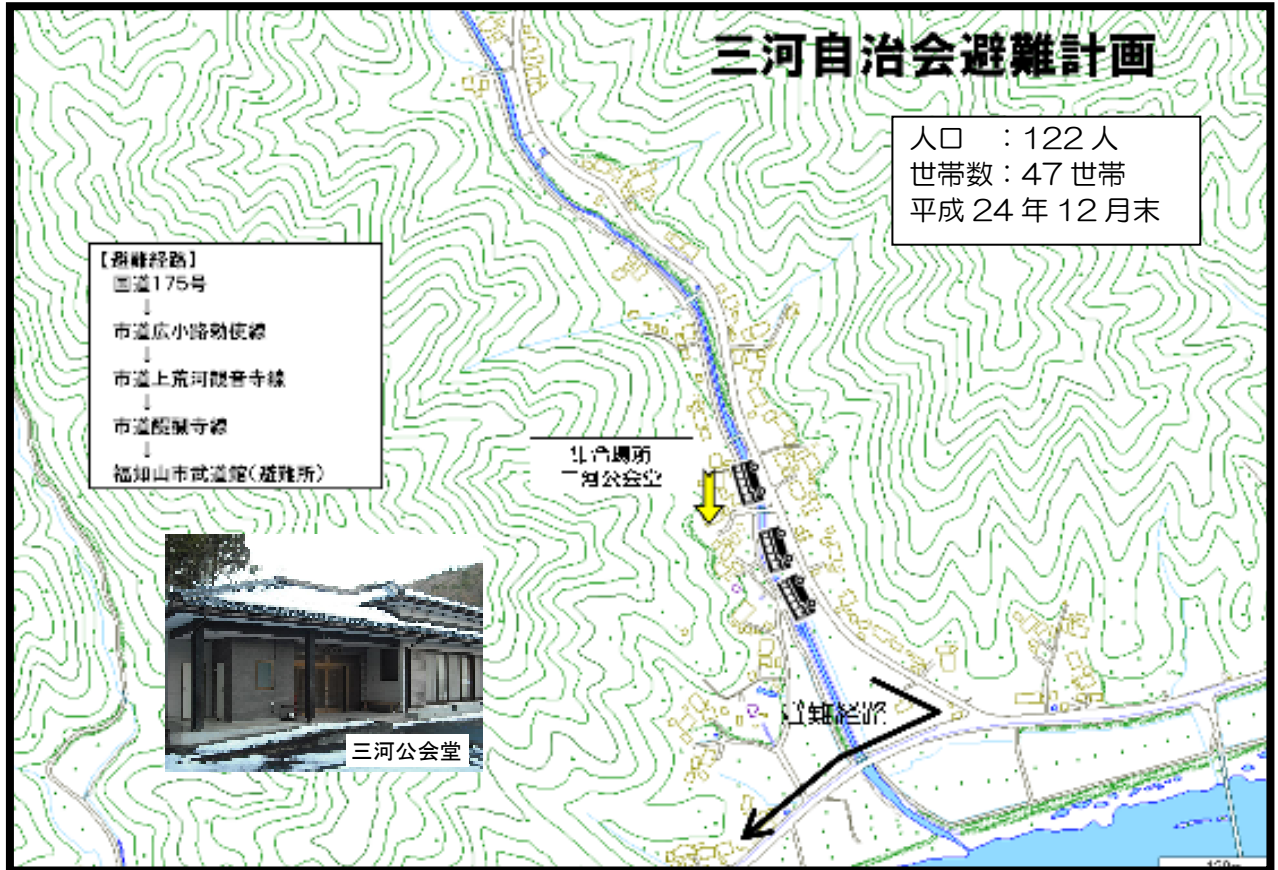
(2) 避難者確認リスト

(〇〇自治会 自治会長 〇〇〇〇 090-0000-0000)

氏名	避難方法	避難先	備考
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
【以下記載例】	バス・自主・不明	避難所・自主 (市内・市外)	
福知山 太郎	バス・ <u>自主</u> ・不明	避難所・ <u>自主</u> (市内・ <u>市外</u>)	兵庫県〇〇市の親戚宅に自主避難 (090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
” 花子	バス・ <u>自主</u> ・不明	避難所・ <u>自主</u> (市内・ <u>市外</u>)	”
山田 次郎	バス・ <u>自主</u> ・不明	<u>避難所</u> ・自主 (市内・市外)	1日3回血圧の薬服用(〇〇〇〇)
” 恵子	バス・ <u>自主</u> ・不明	<u>避難所</u> ・自主 (市内・市外)	

(3) 対象範囲内の避難集合場所及び避難経路







用語解説

〔あ〕

安定ヨウ素剤

放射性物質のうち放射性ヨウ素は、のどの甲状腺に集まる性質をもっており、これを体内に取り込むと、甲状腺がんなどを発生させるおそれがある。安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを防ぐ効果があり、事故の状況等によって服用の指示が出される。

運用上の介入レベル（O I L）

Operational Intervention Level（運用上の介入レベル）。放射性物質の放出後に、環境モニタリング等の結果を踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤*の予防服用等の措置を行うための判断基準。現在、原子力規制委員会で新基準を検討中。

オフサイトセンター

原子力災害対策特別措置法において指定された施設で正式には緊急事態応急対策拠点施設。オフサイトセンターを拠点に、国、自治体、事業者、専門家など関係者が一体となって「原子力災害合同対策協議会」を組織し、住民避難や事故収束への措置を講じる。

〔か〕

外部被ばく

天然や人工の放射性物質から出る放射線や宇宙からの放射線を、人間が体の外から受けること。

緊急時活動レベル（E A L）

Emergency Action Level（緊急時活動レベル）。施設の異常状態に応じて、緊急事態の区分を国が予め決定し、その区分に照らし合わせて、緊急時の活動（避難等防護措置を準備する活動、P A Z*内の人を防護する活動＝即時避難など）を決定するために、予め決められた判断基準。現在、原子力規制委員会で新基準を検討中。

緊急被ばく医療派遣チーム

原子力災害時、文部科学省または厚生労働省により、放射線医学総合研究所や国立病院、国立大学附属病院等から現地に派遣される医療関係者等からなるチーム。被ばくした患者や被ばくした可能性のある人に対する医療活動を指導および支援する。

原子力規制委員会

原子力利用における安全の確保を図るため、必要な施策の実施を一元的に行う行政機関で、2012年に公布された原子力規制委員会設置法に基づき、同年9月に環境省の外局として、原子力規制庁とともに発足した。

原子力災害対策指針

原子力災害特別措置法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体などが原子力災害対策に係る計画を策定する際や対策を実施する際に、科学的、客観的判断を支援するために定められた。

原子力災害特別措置法

原子力災害が放射能を伴う災害である特性に鑑み、国民の生命、身体及び財産を守るために、災害対策基本法の特別法として2000年6月に施行された。（略：原災法）。

〔さ〕

実効線量

放射線による身体への影響は、組織・臓器ごとに異なるため、組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表したもの。単位は Sv（シーベルト）

シーベルト

生体の被ばくによる生物学的影響の大きさの単位。記号は Sv。

1Sv = 1,000 mSv（ミリシーベルト） = 1,000,000 μ Sv（マイクロシーベルト）

除染

放射能汚染が生じた際、放射性物質あるいは放射性物質が付着した物を除去し、もしくは遮蔽物で覆うなどして、人間の生活空間の線量を下げること。

スクリーニング

身体の表面や衣服等の放射性物質の付着の有無を確認する検査のこと。

SPPEED I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの略称で、原子力発電所などの事故により大量の放射性物質が放出された場合、もしくはその恐れがあるという緊急事態に際して、放出源の情報と周辺地域の気象条件や地形データに基づき、周辺環境における放射性物質の大気中濃度や被ばく線量など環境への影響を予測するシステムのこと。

即時防護実施区域（PAZ）

緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域。原子力発電所から概ね 5 km 圏内とされる（略：PAZ）。

〔た〕

地域ささえあいネットワーク事業

災害時に自力での避難などが難しく支援が必要な人を台帳登録する事業。登録は任意で、自治会、民生児童委員、消防団などの支援組織で台帳を共有し、災害時に避難支援が必要な人をあらかじめ把握しておくことで、すぐに対応できる態勢を取れるようにする。原則として 65 歳以上の単身の高齢者、在宅で要介護 3 以上、身体・知的・精神障害があるなど、日常的な配慮が必要な人を対象としている。

等価線量

電離放射線を被ばくした人体組織の吸収線量に放射線荷重係数を乗じたものであり、各組織・臓器の局所被ばく線量を表すために用いられる単位系である。単位は Sv（シーベルト）

〔な〕

内部被ばく

空気や飲食などを通じて放射性物質を体内に取り込み、それによって被ばくすること。内部被ばくは、被ばく者の染色体異常を招き、放射線障害を引き起こす可能性がある。また、外部被ばくに比べて除染が難しい。

〔は〕

被ばく医療機関

被ばくした人に対応できる医療機関として、初期、二次、三次医療機関にわかれ、初期～二次は都道府県の指定、三次被ばく医療機関は国の指定となる。市内には、3ヶ所の初期被ばく医療機関がある。

防護準備重点区域（UPZ）

原子力施設で重大な原発事故が発生した際に、防災対策や避難・退避を迅速にできるように準備する区域。原子力発電所から概ね30km圏内とされる（略：UPZ）。

〔ま〕

モニタリング

個人の被ばく線量や環境中の放射線量を測定することをさし、前者を個人モニタリング、後者を環境モニタリングと呼ぶ。災害時には京都府が環境モニタリングにあたり、市は支援を行うことになるが、本計画では事故発生時から独自の環境モニタリングを実施し、警戒にあたることとしている。

〔や〕

予測線量

放射性物質又は放射線の放出量予測や気象情報予測等をもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。

関係法令

○ 災害対策基本法

昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（国の責務）

第三条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第四条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する

る計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第八条第二項及び第十五条第五項第八号において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。